(ウ)　北緯三四度一七分一二秒
　　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒
　　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒
　　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒
　　東経一二九度四五分五二秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十七号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒
　　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒
　　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒
　　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十八号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒
　　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒
　　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

期間　平成二十九年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

国会議員の資産等補充報告書等の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等補充報告書等を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日　資産等補充報告書／所得等報告書／関連会社等報告書　平成二十九年七月三日（月）

閲覧場所　衆議院　衆議院第一議員会館地下一階　資産等報告書等閲覧室
（千代田区永田町二丁目二番一号）
参議院　参議院議員会館地下二階　資産等報告書等閲覧室
（千代田区永田町二丁目一番一号）

閲覧時間等　午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで
なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

衆議院

臨時国会召集要求書送付

六月二十二日、議員安住淳外百十九名から、内閣総理大臣安倍晋三宛の次のとおりの臨時国会召集要求書を受領したので、即日、大島議長から、内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

先の通常国会において安倍政権は、森友学園・加計学園疑惑に関する説明責任をまったく果たそうとせず、まるで疑惑にふたをして逃げ切ろうとするかのように、極めて強権的な国会運営により「共謀罪」法案の成立を強行し、強引に国会を閉会した。このような安倍政権の姿勢はまさにおごりと言うほかない。

安倍総理は閉会後の記者会見において、「真摯に説明責任を果たしていく」と述べたが、現実には安倍政権は閉会中の予算委員会等の開会を拒否し、安倍総理の言葉がまったくの口先だけであることを証明するような対応に終始している。

国民に広がる政治不信を解消するためには、国会が国民の負託に応え、疑惑の真相解明に取り組むことが不可欠である。

よってここに、日本国憲法第五十三条に基づき、衆議院議員百二十名の連名により、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。安倍内閣は徒に臨時国会召集を先送りすることのないよう、重ねて要請する。

平成二十九年六月二十二日

安住淳外百十九名
代表者　野田　佳彦
志位　和夫
小沢　一郎
照屋　寛徳

内閣総理大臣　安倍　晋三殿

安住淳外百十九名連名

臨時国会召集要求書送付通知

六月二十二日、向大野本院事務総長から、郷原参議院事務総長宛、本院議員安住淳外百十九名から臨時国会召集要求書が提出され、即日、内閣に送付した旨通知した。

答弁書受領

六月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員階猛提出「共謀罪」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出文部科学省の加計学園に関わる文書への対応の方針転換に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦提出釜山総領事更迭に関する質問に対する答弁書